

DSANJ Bio Conference FY2026 規約

この規約(以下、本規約)は、DSANJ Bio Conference FY2026への参加にあたり必要な事項を定めるものであり、第4条に定める参加者は、本規約に同意したものとみなします。

第1条 (名称)

本事業は、「DSANJ (創薬シーズ・基盤技術アライアンス・ネットワーク JAPAN) Bio Conference FY2026」(以下、本カンファレンス)と称する。

第2条 (目的)

本カンファレンスは、本邦発の革新的な医薬品等の創出に向けて、国内外のアカデミア(大学、研究機関等)・スタートアップの優れた創薬研究成果(創薬シーズ、基盤技術等)の導出を支援し、製薬企業を中心とした民間セクターへの橋渡しを行うことを目的とする。

第3条 (主催・事務所)

本カンファレンスは、大阪商工会議所及び関西医薬品協会(以下、主催者)が主催する。また、事務所は大阪府中央区本町橋2番8号に置く。

第4条 (定義)

本規約における用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、以下に掲げるところによるものとする。

- (1) 登録提案者とは、本カンファレンスに対して自らが研究する創薬研究成果を提示し、当該創薬研究成果の移転や共同研究を検討する製薬企業等の探索を試みるアカデミア研究者・スタートアップ企業等をいう。
- (2) 参加登録企業とは、登録提案者の創薬研究成果を探索することを主な目的として、本カンファレンスの創薬研究成果を閲覧し、当該登録提案者との面談を検討する企業をいう。
- (3) 参加者とは、登録提案者及び参加登録企業をいう。
- (4) 商談会とは、登録提案者と参加登録企業が行う個別面談をいう。

第5条 (取組み・サービス内容)

本カンファレンスは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 主催者は、登録提案者の創薬研究成果を探索、収集して所定のシステム(以下「本件システム」という。)上にとりまとめ、参加登録企業が閲覧できるよう、提示する。参加登録企業に提示する創薬研究成果には、海外案件も含むこととする。
- (2) なお、創薬研究成果の探索において、参加登録企業は主催者に探索を求める領域や分野等を提示することができ、主催者はそれに応じて探索を実施する(案件発掘サービス)。
また、参加登録企業は、注目している特定の研究成果を有する研究者の本事業への参加に関する呼び掛けについても、主催者に依頼することができる(推薦案件対応サービス)。
- (3) 登録提案者は、主催者が提供する定型のフォーマット(以下「定型フォーマット」という。)に基づき、創薬研究成果についての提案資料(以下「提案資料」という。)を主催者に提出する。登録提案者は、提案資料に掲載する内容について、以下の要件を満たすことを約束する。
 - ① 第2条に定める本カンファレンスの目的の範囲を逸脱しないこと
 - ② 非公開情報を含まないこと

③ 信頼性、正確性および有効性を有すること

- (4) 主催者は、(3)により提示された案件について評価する。その際、提案資料が定型フォーマットに基づいているか、参加登録企業が理解しやすい表現となっているか確認し、創薬研究成果を提示した登録提案者に助言等を行う。
- (5) 商談会はオンラインにより、夏期(2026年8月～9月)、冬期(2027年1月～2月)の2回開催する。
- (6) (5)のために、主催者は、参加登録企業の面談希望を募り、面談する日時の調整等を行うとともに、オンラインアクセス情報を提供し、スムーズに面談が実施できる準備を行う。
- (7) 商談会においては、登録提案者、参加登録企業ともに、公開情報のみを扱い、非公開情報について触れないことを厳守する。
- (8) 主催者は、参加登録企業が面談後、商談会の相手方となった登録提案者と継続的に情報交換を行うか否かについての意向について確認し、当該登録提案者へのフィードバックを参加登録企業に代わり実施する。
- (9) 主催者は、参加登録企業に、面談対象となる登録提案者の連絡先情報を提供する。
- (10) 参加登録企業は、面談後、情報交換を継続したい場合は、直接登録提案者に連絡をし、自由に継続することができる。主催者に、面談の設定を依頼することもできる。
- (11) 主催者は、参加登録企業に、面談した研究成果に対する評価について確認し、評価に参加した参加登録企業に、企業名を伏せて評価をとりまとめた形式にした情報を提供することができる。

第6条(参加資格)

参加者となるためには、以下の各号の全てを充足しなければならない。

- (1) 第2条の目的に賛同していること
 - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、反社会的勢力)に該当しないこと
 - (3) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと
 - ① 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ④ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ⑤ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
 - (4) 主催者の承認を得ていること
- 2 登録提案者となるためには、前項に加え、以下の各号の全てを充足しなければならない。
- (1) 国内外のアカデミア(大学・研究機関等)、スタートアップ若しくはこれらに所属する研究者であること
 - (2) 創薬研究成果の製薬企業等への移転や共同研究について検討している、検討する可能性を有する者であること
- 3 参加登録企業となるためには、第1項に加え、以下の各号の全てを充足しなければならない。
- (1) 国内外の製薬企業等、創薬研究成果の移転や当該研究者との共同研究について模索する目的で、創薬研究成果を探索する法人であること
 - (2) 第8条に定める参加費用を支払うこと

第7条（参加）

参加登録企業となることを希望する者は、所定の様式による申込みをなし、次条に定める参加費を支払わなければならない。

第8条（参加費）

本カンファレンスの参加費は、次表のとおりとする。ただし、期中参加等による割引の定めがある場合にはその金額を適用する。なお、費用は1社あたりの金額とし、参加人数に制限は設けない。また、第10条（退会）、第11条（除名）の規定により会員が退会ないし除名となった際にも、参加費は返還しない。

■ 申込区分	参加費（税別）
参加登録企業（製薬企業等）	1社 600,000円
登録提案者（アカデミア・スタートアップ等）	無料

2 参加費は、本カンファレンスを実施するための費用を賄うものとする。

3 本カンファレンスに関連して特別に設定されるプログラム等のために、参加費以外に実費を徴収することがあり、参加登録企業のうち、当該実費を支払った企業のみ当該プログラム等に参加できる。

第9条（届出内容の変更）

参加者は、第7条において届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに主催者が定める方法により、変更を届出なければならない。

2 参加者が前項の届出を怠ったことにより、主催者から若しくは参加者間において行われる連絡、通知等が当該参加者に到達せず、又は遅延したために参加者に損害が生じた場合であっても、主催者はその責任を負わない。

第10条（退会）

参加者は、本カンファレンスを退会しようとする時は、主催者に対し、主催者の定める方法により、退会の申請をしなければならない。

第11条（除名）

前条の申請がない場合でも、以下の理由により、主催者は参加登録企業を除名することができる。

- (1) 正当な理由無く、本カンファレンスの評判を毀損したもの
- (2) 第16条（禁止事項）に違反したもの
- (3) その他本カンファレンスに損害、不利益を与える行為を行ったもの

第12条（個人情報）

本カンファレンスにおいて取得した個人情報は、主催者のうち、大阪商工会議所が別途定める「特定個人情報を含む個人情報保護基本方針」に基づき、取り扱う。

第13条（委託）

主催者は、本カンファレンスの運営に必要な行為の一部を第三者に委託することができる。

第14条（プロジェクトマネジメントオフィサー）

本カンファレンスのプロジェクトマネジメントオフィサーは、次の通りとする。

- （1）製薬企業の研究開発等における課題解決、医薬品に関する市場調査等の実績がある法人と契約し、創薬分野をはじめライフサイエンス分野のプロジェクトの全体マネジメントに経験豊富な特定の人材を招聘する。
- （2）本カンファレンス全体の企画、案件探索手法の検討、案件の質の評価等、事業全体を当会議所職員とともに統括し、参加登録企業や創薬研究成果を提示する研究者への対応等、具体的な業務にもあたる。

第15条（プロジェクトマネージャー・専門家グループ）

本カンファレンスの専門家グループは、次の通りとする。

- （1）製薬会社の出身者等、創薬分野の事業経験のある人材で構成する。
- （2）参加登録企業と面談し、ニーズの把握等を行う。
- （3）国内外のアカデミア・スタートアップ等の創薬研究成果を探索する。
- （4）登録提案者が提示する提案資料について、内容確認や助言を行う等、参加登録企業が理解しやすい資料作成の支援を行う。
- （5）必要に応じて、本カンファレンスの運営等に関する助言を行う。

第16条（禁止事項）

参加者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない

- （1）本規約に反する行為
- （2）本カンファレンスの正常な運営を妨げる行為
- （3）主催者又は他の参加者の権利又は利益を侵害する行為
- （4）本カンファレンスに関連した以下の資料を主催者に無断で他の参加者を含めた第三者へ譲渡又は転用する行為
 - ① 主催者より提供された資料
 - ② 登録提案者が定型フォーマットに基づき作成した提案資料
- （5）その他、本会の運営に支障をきたす行為

第17条（協力事項）

参加者は、次の事項について可能な限り協力を行うものとする

- （1）本カンファレンスの維持、発展に協力すること
- （2）参加登録企業は、主催者が、本カンファレンスで面談した創薬研究成果に関する評価について、ヒアリングやアンケートにより問い合わせた場合は、それに応じる。
- （3）本カンファレンスにおいて面談を実施した後、主催者が参加者に、当該面談に関する進捗状況の確認を行った場合、開示できる範囲で報告する。

第18条（権利義務の譲渡禁止）

参加者は、本規約に基づく権利若しくは義務、又は本規約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。ただし、合併分割等の組織再編若しくは当社の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。

第19条(一時停止)

主催者は、本件システムの稼働状態を良好に保つため、本件システムの全部又は一部を停止して保守点検を実施することができる。

- 2 この場合、主催者は、参加者に対し、当該停止期間を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 本条に基づく本件システムの停止により参加者に生じた損害について、主催者は責任を負わない。

第20条(存続期間)

本カンファレンスの存続期間は、2027年3月末日までとする。ただし、本カンファレンスが2027年4月以降も存続する場合は、当該事業の存続期間内において、本規約が適用されるものとする。

第21条(免責)

主催者は、その都合により本カンファレンスを停止・中止することがあり、主催者の故意または重過失に基づく場合を除き、それによる損害賠償には応じない。

- 2 主催者は、登録提案者から提出された提案資料は第5条(3)の各要件に従ったものであると認識して取り扱うものであり、主催者の故意または重過失に基づく場合を除き、当該資料に記載された情報の真偽、信頼性、正確性および有効性等に関して一切の責任を負わないものとする。
- 3 本カンファレンスを契機に発生したトラブル・損害等について、主催・共催・後援・協力の各機関・団体は、これらの各機関・団体の故意または重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第22条(合意管轄裁判所)

本カンファレンス及び本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条(本規約の変更)

主催者は、必要かつ合理的な範囲において、本規約を変更することができる。本規約を変更する場合、主催者は、本カンファレンスのWebサイトに掲示する方法若しくは参加者に通知する方法にて変更後の規約内容及びその効力発生時期を告知するものとする。

(附則)

本会則は、2026年4月1日から実施する。